



## 目次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	1
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学 支援課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	3
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託 (住 宅 課)	4
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務 の委託 ( " )	5
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○土地改良区の定款変更の認可 (3件) ( " )	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一 部を改正する規則	6
落札公告	
○落札者等の公告 (農業イノベ ーション推 進課)	6
○落札者等の公告 (総務事務セ ンター)	6

## 告 示

## 高知県告示第508号の2

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年5月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年5月11日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年5月10日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

## 高知県告示第515号

次の者を令和4年5月1日付けで高知県私立学校審議会委員に

任命した。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

氏名	役職名
石原 文子	有限会社特選呉服いしはら役員
亀井 秀彦	元高知県商工会連合会専務理事
光富 祥	太平洋学園高等学校長
宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会長
宮本 謙三	土佐リハビリテーションカレッジ校長
柳林 信彦	高知大学副学長(教育担当)

## 高知県告示第516号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

- 届出の概要
  - 届出者の名称  
オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループ  
CEO 井上 亮
  - 届出者の住所  
東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス東雲店  
高知市東雲町1-1
  - 変更した事項
    - 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ドラッグコスモス東雲店  
(変更後) ドラッグコスモス東雲店
    - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号第 一福岡ビルS館

		4階
--	--	----

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英 昭	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号第 一福岡ビルS館 4階

(5) 変更年月日

大規模小売店舗の名称の変更については、平成27年10月31日、大規模小売店舗において小売業を行う者の変更については平成30年6月1日

(6) 変更理由

店舗名称の決定及び小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年4月11日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

## 高知県告示第517号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループ  
CEO 井上 亮

(2) 届出者の住所

東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス高知神田店  
 高知市神田723-2

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス高知神田店

(変更後) ドラッグコスモス高知神田店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号第 一福岡ビルS館 4階

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英 昭	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号第 一福岡ビルS館 4階

(5) 変更年月日

大規模小売店舗の名称の変更については、平成30年9月22日、大規模小売店舗において小売業を行う者の変更については同年6月1日

(6) 変更理由

店舗名称の決定及び小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年4月11日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第518号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和4年5月11日に次のとおり認可した。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

1 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第2条第1項中「（えさ籠）」を「（えさ籠に限る。）」に改める。

第4条第1項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 規模等
あゆ	友釣り	ルアー又はリールを使用しないこと（第3項の規定により友釣りのみ又は友釣り及び徒手採捕のみの漁具漁法による遊漁に制限されている場合に限る。）。
	しゃくり漁	箱ピンは、片手で持って使用することとし、顔面に密着し、又は口でくわえる箱ピンを使用しないこと。
	玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径6センチメートル以下のイカリバリとすること。
	なげ網	高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもの、1統のみとすること、日の入りから日の出までの間は、使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。
	大正網	高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもの、1統のみとすること、日の入りから日の出までの間は、使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。
	と網	その他の漁具を併用しないこと。
もくずがに	かに籠（えさ籠に限る。）	高さ30センチメートル以下、幅60センチメートル以下、長さ1メートル以下のもので5個以内とし、かに籠（えさ籠に限る。）を固定しないこと及びかに籠（えさ籠に限る。）ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。

第4条第2項の表中「（えさ籠）」を「（えさ籠に限る。）」に改め、同条第3項の表中「友づり」を「友釣り」に改める。

第5条第1項の表及び同条第6項中「（えさ籠）」を「（えさ籠に限る。）」に改める。附則として次のように加える。

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年6月1日

2 四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2

(2) 漁業権の免許番号

内共第516号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「までとする」を「まで（十川・こかいの瀬、昭和・轟の瀬及び大正・瀬里轟の瀬の区域にあっては、6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで）とする」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年6月1日

## 高知県告示第519号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

- 委託した者の事務所の所在地及び名称  
高知市九反田4番10-401号  
高知県住宅供給公社
- 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第20条第1項第3号に掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務
大津	高知市大津	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	〃
宇治	吾川郡いの町	〃
長浜馬場の西	高知市長浜	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及

		び保証金並びに費用の収納事務
柳ノ内	室戸市室津	〃
行当	室戸市元	〃
土佐山田	香美市土佐山田町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	〃
船岡南	高知市神田	〃
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃
沖田	高知市朝倉	〃
別所山	香南市赤岡町	〃
日高	高岡郡日高村	〃
元	室戸市元	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃
奈半利	安芸郡奈半利町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務

蒲原	南国市岡豊町蒲原	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
赤岡	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
安芸東	安芸市川北	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜	高知市横浜新町二丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野	安芸郡田野町	〃
南国	南国市小籠二丁目	〃
中村	四万十市中村丸の内	〃
桜川	須崎市押岡	〃
吉川	香南市吉川町吉原	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
土佐	土佐市蓮池	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
清水	土佐清水市幸町	〃

赤岡東	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
十市	南国市緑ヶ丘一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
佐川	高岡郡佐川町	〃
日高東	高岡郡日高村	〃
宿毛	宿毛市平田町	〃
宝永	安芸市宝永町	〃
中村北	四万十市安並	〃
鴨部	高知市鴨部二丁目	〃
奈半利東	安芸郡奈半利町	〃
佐賀	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
本山	長岡郡本山町	〃
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野西	安芸郡田野町	〃
土佐南	土佐市蓮池	〃
吉川西	香南市吉川町吉原	〃
羽根	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及

		び保証金並びに費用の収納事務
野根第二	安芸郡東洋町	〃
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃
羽根第二	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

高知県告示第520号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

1 委託した者の事務所の所在地及び名称

高知市九反田4番10-401号

高知県住宅供給公社

2 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所

(退任)

理事 黒原 昭一 高岡郡中土佐町久礼1963番地7

監事 山崎 正明 " " " 4601番地5

(就任)

理事 山崎 正明 高岡郡中土佐町久礼4601番地5

監事 黒原 昭一 " " " 1963番地7

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、庄毛土地改良区の定款の変更を令和4年4月27日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、稲生土地改良区の定款の変更を令和4年4月28日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の

取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中土佐町久礼土地改良区の定款の変更を令和4年4月28日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

#### 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月20日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第16号

##### 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第19の2 短大卒の二 短大2卒の項(7)中「海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科」を「海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和4年度高知県I o Pクラウド運用保守等委託業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
KCC・KSS・NTTドコモ・ネポン共同企業体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
138,920,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年5月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和4年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
66,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため